

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成26年10月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 5規格

改正区分	規格数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に整合したJISに置き換えるもの	4
② 未採用のIEC規格に整合したJISを、新たに採用するもの	1

3. 今後のスケジュール

改正：平成26年12月中旬予定

施行：平成27年3月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	整合確認書 ページ	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	1～8	J60127-1(H26)	JIS C 6575-1(2009) +追補1(2013)	IEC 60127-1 第2版(2006) + Amd.1(2011)	ミニチュアヒューズー第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	J60127-1(H22)	JIS C 6575-1(2009)
2	9～18	J60127-2(H26)	JIS C 6575-2(2005) +追補1(2013)	IEC 60127-2 第2版(2003) + Amd.1(2003) + Amd.2(2010)	ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク	J60127-2(H20)	JIS C 6575-2(2005)
3	19～34	J60598-2-14(H26)	JIS C 8105-2-14(2013)	IEC 60598-2-14 第1版(2009)	照明器具ー第2-14部：管形冷陰極放電ランプ(ネオン管を含む)用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項	—	—
4	35～46	J60691(H26)	JIS C 6691(2009) +追補1(2013)	IEC 60691 第3版(2002) + Amd.1(2006) + Amd.2(2010)	温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	J60691(H22)	JIS C 6691(2009)
5	47～56	J61184(H26)	JIS C 8122(2012)	IEC 61184 第3版(2008)	差込みランプソケット	J61184(H20)	JIS C 8122(2006)

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60127-1 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-1 (2009) + 追補 1 (2013) ミニチュアヒューズ - 第 1 部 : ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則
- ・適用範囲 : この規格は、通常、屋内において用いる電気機器、電子機器及びそれらの部品の保護を目的とする後続の部に規定するすべてのミニチュアヒューズ(例えば、管形ヒューズリンク、サブミニチュアヒューズリンク及びUMヒューズリンク)に適用する通則及び試験について規定する。
- ・電気用品名 : ミニチュアヒューズ全般
- ・主な改正内容 : 耐久試験後の電圧降下は、後続の部のスタンダードシートに規定する最大電圧降下を超えてはならないことを追加した。

2 J60127-2 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-2 (2005) + 追補 1 (2013) ミニチュアヒューズ - 第 2 部 : 管形ヒューズリンク
- ・適用範囲 : この規格は、通常、屋内において用いる電気機器、電子機器及びそれらの部品を保護するための、寸法が 11mm×40mm を超えない管形ヒューズリンクについて規定する。
- ・電気用品名 : 管形ヒューズ
- ・主な改正内容 : ヒューズリンクの温度試験方法について、通則の試験方法を明確化する改正を行った。

3 J60598-2-14 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-14 (2013) 照明器具 - 第 2-14 部 : 管形冷陰極放電ランプ(ネオン管を含む)用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧が 1000V 以下で、1000V を超え 15000V 以下の無負荷定格出力電圧で動作する屋内又は屋外用で、主に一般用照明に用いる管形冷陰極放電ランプ(ネオン管を含む)及び類似器具用の照明器具について規定する。
- ・電気用品名 : その他の放電灯器具
- ・主な改正内容 : 新設

4 J60691 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 6691 (2009) + 追補 1 (2013) 温度ヒューズ - 要求事項及び適用の指針
- ・適用範囲 : この規格は、通常屋内で使用される電気製品、電子機器及びその部品を異常状態での過度の温度から保護するためにこれらの機器及びその部品に組み込まれる温度ヒューズの要求事項並びに適用の指針を規定する。
- ・電気用品名 : 温度ヒューズ
- ・主な改正内容 : 試験環境について、必要な周囲条件を制御してもよいこと等を追加した。

5 J61184 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 8122 (2012) 差込みランプソケット
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧 250V 以下のランプ及び準照明器具(セミルミネア)で用いられる、差込みランプソケット B15d 及び B22d について規定する。
- ・電気用品名 : キーレスソケット、防水ソケット、キーソケット、プルソケット、ボタンソケット、セパラブルプラグボディ、ランプレセプタクル
- ・主な改正内容 : 沿面距離及び空間距離は、耐インパルスカテゴリ の距離を適用することを規定した。